

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成25年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成25年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成25年度岩国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成25年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成25年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第13号 平成25年度岩国市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第14号 平成25年度岩国市小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第15号 平成25年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第17号 平成25年度岩国市水道事業会計決算の認定について

認定第18号 平成25年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

以上9件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第86号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

議案第108号 平成26年度岩国市一般会計補正予算（第2号）

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第90号 平成26年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第91号 平成26年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第92号 平成26年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第94号 平成26年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第95号 平成26年度岩国市小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第96号 平成26年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第100号 岩国市風致地区条例

議案第102号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第105号 不動産の取得について

以上9議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。
それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 平成25年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、土木費の幹線道路対策費に関し、委員中から、岩国大竹道路の進捗状況と今後のスケジュールについての質疑があり、当局より、「今年度において室の木五丁目地内におけるインターチェンジへのアクセス道路の工事に着手の予定であり、7月に連合自治会単位で3地区への事業説明会を行った。国からは今後、入札、契約を行い、工事の影響を直接受ける自治会への説明会を行った後に、早ければ年内にも着手すると聞いている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、山手トンネルに関し、現在の状況と事業の進捗への影響についての質疑があり、当局より「以前より室の木自治会においてはトンネル建設に反対という意見をいただいている。国の事業評価監視委員会の審議において、事業を継続することが妥当とされ、その中で、きちんと調査を行い、科学的、客観的なデータに基づいて地元への説明を行って進めていただきたいとの意見があり、国としてもまずはその調査について地元の理解を得られるよう努めたいとのことである。今のところ山手トンネル自体が事業全体のスケジュール上ネックになっているということはない」との答弁がありました。

次に、土木費の愛宕山まちづくり事業費に関し、委員中から、多目的広場・防災センター整備事業で行われたワークショップの内容や成果、それに対する市の対応についての質疑があり、当局より、「防災に関する有識者からの意見聴取や自主防災組織の方々による多目的広場の利活用についてのワーキングを行った。また、市民を対象としたワークショップを開催し、現地踏査や、平常時における利活用を前提に、広場のコンセプト等を図面等に表現していただく作業を行った。そうした、ワークショップで出された意見や提案などを整理し、ゾーニングや動線の検討を行った上で、昨年度、多目的広場の実施設計を行った」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 不動産の取得についての審査におきまして、委員中から、臨港道路の完成見通しと、市が新しく整備するごみ焼却場との計画のマッチング及び地元との協定の関係についての質疑があり、当局より、「臨港道路は、完成後は主要な搬出・搬入道となる予定だが、臨港道路建設の進捗が遅れているということから、地元へは、主なルートは東地区内の市道を経由するルートを使用することを説明した後に協定を締結しており、理解されているものと認識している」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、台風、高潮時に防潮堤を閉めたときの進入経路についての質疑があり、当局より「防潮堤閉鎖時の迂回ルートについてはルート上に企業用地があるため、ルート変更に伴う関係者の理解が得られた後にはなるが、今年度中には地権者との具体的な協議ができるようになると考えている」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。